

佐那河内村不妊治療費助成事業（生殖補助医療【保険診療】）受診等証明書

次の者については、生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと思われるため、生殖補助医療（及びその一環としての男性不妊治療）を実施し、これに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関所在地
名称

主治医氏名 印

医療機関記入欄（主治医が記入してください）

ふりがな 受診者氏名	夫		妻		
	年 月 日生（ 歳）		年 月 日生（ 歳）		
他機関の治療	☐ 無 ☐ 有（医療機関名： ）				
今回の治療の 保険適用等	・保険適用 通算（ ）回目 ・保険適用による通算1回目の治療開始時（*）の妻の年齢（ 歳） *保険適用を受ける初めての胚移植術に係る治療計画を作成した日を指します。				
保険診療で実施 した治療期間	(開始) 年 月 日 ～ (終了) 年 月 日				
	(男性不妊治療分) 年 月 日 ～ 年 月 日				
保険診療で実施 した治療内容	実施した生殖補助医療に係る治療で該当するものすべてに ☒ をしてください。 ☐ 採卵術 ☐ 受精（ ☐ 体外受精 ☐ 顕微授精） ☐ 受精卵・胚培養 ☐ 胚凍結 ☐ 胚移植術（ ☐ 新鮮胚移植 ☐ 凍結・融解胚移植）				
	☐ 精巣内精子採取術（行った手術療法： ） ☐ Y染色体微小欠失検査				
※入院時の差額ベッド代、 食事代及び文書料等不妊治療に 直接関係のない費用は含めないでください。	診療年月	自己負担額 (窓口負担額)	高額療養費に係る当該月の自己負担限度額 ※限度額適用認定証の提示等により確認できている場合は 適用区分又は限度額を記入してください。		
本人負担額 (生殖補助医療)	妻	年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		保険診療分の合計	円		
本人負担額 (男性不妊治療)	夫	年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		年 月分	円	適用区分（ ）又は限度額（ 円）	☐ 未確認
		保険診療分の合計	円		
院外処方	保険診療分の 院外処方合計額 円		総合計額 円		

※治療期間については今回の胚移植術に係る生殖補助医療の治療計画を作成した日を開始日とし、当該生殖補助医療の終了日までを記載してください。なお、主治医の治療方針に基づき、治療計画を作成し、採卵準備前に精巣内精子採取術等の男性不妊治療を行った場合も、治療計画を作成した日から当該生殖補助医療の終了日までを記載してください。
※主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、それぞれの医療機関で証明書を作成してください。
※裏面に助成対象範囲を記載していますのでご確認ください。

体外受精・顕微授精の治療ステージ及び助成対象範囲

治療内容		採 卵 ま で			採 精（夫）	（前培養・媒精（顕微授精）・培養） 受精	胚 移 植						（胚移植のおおむね2週間後） 妊娠の確認	助成対象範囲
		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（点鼻薬）	（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与（注射）	採 卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		（自然周期で行う場合もあり） 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数		14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施													助成対象
B	凍結胚移植を実施＊													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

*B:採卵・受精後、1～3 周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象とする。